

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和5年2月27日付託分)

附属資料

健康医療局

目 次

ページ

1 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例 新旧対照表…………… 1

1 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成23年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持向上させることをいう。</p> <p>第3条～第5条（略） （歯科医師等の責務）</p> <p>第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。</u></p> <p>第7条～第9条（略） （基本的施策）</p> <p>第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 歯科と医科との適切な連携（歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) フッ化物応用（フッ化物洗口その他のフッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵抗性を高めることをいう。）の取組の推進その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し、必要な支援を行うよう努めること。</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。</p> <p>(8)～(10)（略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持する_____ことをいう。</p> <p>第3条～第5条（略） （歯科医師等の責務）</p> <p>第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者_____は、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>第7条～第9条（略） （基本的施策）</p> <p>第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 歯科と医科との適切な連携（歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進する_____こと。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) フッ化物応用_____その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し情報の提供等を行う_____こと。</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。</p> <p>(8)～(10)（略）</p>

改 正	現 行
<p><u>(11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。</u></p> <p><u>(12) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。</u></p> <p>第11条～第13条（略）</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(11) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。</u></p> <p>第11条～第13条（略）</p>